

板橋区移動支援等事業について



【令和6年4月】
板橋区福祉部

板橋区移動等支援事業について

1. 目的

屋外での移動が困難な障がい者（児）に対する外出のための支援及び視覚障がい者（児）に対するコミュニケーションのための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

2. 実施内容

(1) 移動支援

社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援

(2) 代読・代筆支援

視覚障がい者（児）のコミュニケーションのための代読・代筆に係る支援

3. 実施方法

個別的支援が必要な者1人に対し、原則として介助者1人が付き添うマンツーマンによる支援を行う。ただし、1日の範囲で用務を終えるものに限る。

4. 対象者

区内に住所を有する下記の障がい者（児）であって、区が必要と認めた者。

ただし、障がい児に関しては家族が介助できない理由を必要とする。

- (1) 移動支援 ①視覚障がい者（児）、②知的障がい者（児）、③全身性障がい者（児）
④精神障がい者（児）、⑤その他区長が特に必要と認めた者

- (2) 代読・代筆支援 視覚障がい者（児）

(3) 留意事項

- ①入院中の利用は、対象外とする。
②重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援利用者は、原則対象外とする。
③視覚障がい者（児）への移動等の介助は、原則として同行援護を優先する。
④通院・官公庁等への移動等の介助は、原則として居宅介護（通院等介助）で行う。
⑤介護保険を利用できる者は、原則として介護保険制度を優先する。

次のいずれかに該当する場合、利用することができます。

分類	必要書類	備考
知的障がい者	療育手帳	療育手帳を有しない場合は、区が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認いたします。
精神障がい者	各種年金証明書	精神障がいを事由とする年金を現に受けていることを証明する書類になります。
	特別障害給付金に関する証明書類	精神障がいを事由とする特別障害給付金を現に受けていることを証明するものが必要になります。
	自立支援医療受給者証	精神通院医療に限ります。

板橋区移動等支援事業について

分類	必要書類	備考
精神障がい者	精神障害者保険福祉手帳	詳細につきましては所管の健康福祉センターへお問い合わせください。
	医師の診断書、意見書	主治医が記載し、国際疾病分類ICD-10コードを記載するなど精神障がい者であることを記すものが必要になります。
難病等対象者	医師の診断書	指定難病に罹患していることが記載されているものが必要となります。
	特定医療費（指定難病）受給者証	
	難病医療費助成の却下通知	
障がい児	特別児童扶養手当等に関する証明書類、医師の診断書、意見書等	証明書類をお持ちでない場合は、区が必要に応じ児童相談所等に意見を求めて確認いたします。障がいの有無の確認に当たっては、年齢等を考慮して、必ずしも診断名を有しなくても、障がいが想定され支援の必要性が認められれば利用が可能となります。

5. 支給上限

1回のサービス利用時間は30分単位毎に設定し、次のとおり月の上限時間を設定する。通学・通所の利用は上限時間の範囲で、原則として片道30分以内を限度に往復の送迎について支給する。

(1) 移動支援

①視覚障がい者 上限 月 50 時間

②知的障がい者 上限 月 50 時間

③全身性障がい者 上限 月 50 時間

④精神障がい者 上限 月 50 時間

⑤障がい児 「板橋区障がい児介護給付等支給決定基準」に基づく時間数

(2) 代読・代筆支援

視覚障がい者（児） 上限 月 5 時間

6. 支給決定

利用者からの申請に基づき、区は利用者の生活状況や利用意向を勘察し、支給時間数や身体介護の必要性等を判断した上で支給決定を行い、地域生活支援事業受給者証を発行する。

7. 利用方法

利用者は支給決定後、区に登録された事業者の中から契約を希望する事業者を選択し、利用者と事業者の契約により利用を開始する。

板橋区移動等支援事業について

8. サービスに要する費用(報酬単価)

- (1) 移動支援 別表1「報酬単価表 身体介護を伴う・伴わない場合」参照
(2) 代読・代筆支援 別表1「報酬単価表 身体介護を伴わない場合」参照

9. 利用者の負担

(1) 利用者負担額

サービスに要する費用の10%を利用者が事業者を支払う。ただし、世帯の所得状況に応じて次のとおり月の上限額を設定する。なお、世帯の範囲とは、障がい者が18歳以上(18・19歳の施設入所者を除く)の場合は本人とその配偶者、18歳未満の障がい児と18・19歳の施設入所者の場合は保護者の属する住民票に記載されている人全員をいう。

世帯の所得状況			月額上限額
生活保護世帯・区民税非課税世帯			0円
区民税課税世帯	障がい者	区民税所得割額 年16万円未満	9,300円
		区民税所得割額 年16万円以上	37,200円
	障がい児	区民税所得割額 年28万円未満	4,600円
		区民税所得割額 年28万円以上	37,200円

(2) 実費負担

サービスの提供を受けるに当たり、サービス利用中の利用者及びサービス提供従業者に係る交通費等の実費経費を負担する場合あり。

10. 事業者等の要件

(1) 事業者

都道府県の指定障害福祉サービス事業者及び、区の基準該当障害福祉サービス事業者とする。なお、事業者は登録申請により、区へ事業者登録を行う。

なお、登録内容に変更が生じた場合は、区へ変更届出書を提出する。

- (2) サービス提供従業者の要件 別表2「サービス提供従業者要件一覧表」参照

11. 事業者の請求

サービスの提供を行った事業者は、サービスに要する費用(報酬単価)のうち利用者の負担を除いた額を、翌月の10日までに区へ請求する。

12. 問い合わせ

(1) 事業者の登録申請、変更届等の手続きについて

障がい政策課 相談事業推進係 電話 03-3579-2089

(2) 費用の請求方法、請求に必要な書類等について

障がい政策課 認定給付・指導係 電話 03-3579-2392

(3) 利用者の支給決定、個別ケースの相談等について

(対象が18歳以上の方)

障がいサービス課 板橋地域支援係 電話 03-3579-2460

赤塚地域支援係 電話 03-3938-5118

志村地域支援係 電話 03-3968-2339

(対象が18歳未満の方)

障がいサービス課 障がい児支援係 電話 03-3579-2148

板橋区移動等支援事業について

別表1 報酬単価表

利用時間	身体介護を伴う場合	身体介護を伴わない場合
30分未満	257単位	106単位
30分以上1時間未満	407単位	200単位
1時間以上1時間30分未満	592単位	279単位
1時間30分以上2時間未満	675単位	350単位
2時間以上2時間30分未満	759単位	420単位
2時間30分以上3時間未満	843単位	490単位
以降30分ごとに	83単位	70単位

注1 報酬単価は、単位数に11.20円を乗じた額とする（1円未満切捨て）。

注2 サービス提供が午後6時から午後10時まで及び午前6時から午前8時までの場合は、報酬単価の25%に相当する額を、午後10時から午前6時までの場合は、報酬単価の50%に相当する額を加算する。

別表2 サービス提供従業者要件一覧表

		対象者			
		視覚	全身性	知的	精神
サービス提供従業者					
介護福祉士		○	○	○	○
実務者研修修了者		○	○	○	○
養成研修等修了者 (注1)	介護職員初任者研修	○	○	○	○
	介護職員基礎研修	○	○	○	○
	訪問介護員養成研修（1・2級課程）	○	○	○	○
	居宅介護職員初任者研修	○	○	○	○
	居宅介護従業者養成研修（1・2級課程）	○	○	○	○
	視覚障害者外出介護（移動介護）従業者養成研修	○			
	全身性障害者外出介護（移動介護）従業者養成研修		○		
	日常生活支援従業者養成研修		○		
	知的障害者外出介護（移動介護）従業者養成研修			○	○
	同行援護従業者養成研修	○			
	国立障害者リハビリテーションセンター学院 視覚障害学科	○			
	重度訪問介護従業者養成研修		○		
	行動援護従業者養成研修			○	○
	視覚障害者移動支援従業者養成研修	○			
全身性障害者移動支援従業者養成研修		○			
知的障害者移動支援従業者養成研修			○		
みなし証明者（各サービスごと）（注2）		○	○	○	

注1 養成研修等の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を含む。

注2 「みなし証明者」とは、支援費制度以前のサービス従事経験がある者で、必要な知識及び技術を有することを都道府県知事が証明した者をいう。

移動支援等利用に関するQ & A

Q1

1日あたりに利用できる時間は決まっていますか？

1日あたり原則最大8時間としています。
ただし、余暇の移動先が遠方にあり往復に時間がかかる場合等やむを得ないときは、事前に所管の福祉事務所にご相談ください。

Q2

複数の事業所と契約をすることはできますか？

可能です。
ただし、契約した全ての事業所のひと月当たりの利用時間数の合計が、支給決定時間数を福祉事務所に事前にご相談なく超える場合、超えた分は全額自己負担となる可能性があります。また、毎月の時間数の管理は、ご利用者様、ご家族様で行っていただきますようお願いいたします。詳細については、所管の福祉事務所にお問い合わせください。

Q3

プールまでの送迎に加えてプール内でも利用することはできますか？

プール内でも支援が必要な際、施設側で介助員の配置ができないときは利用できる場合がございます。
事業所との契約時に取り決めを交わしてください。詳細については、所管の福祉事務所にお問い合わせください。

Q4

事業者が主催のイベントに参加したいのですが、利用することはできますか？

イベント開催場所までの送迎についてはサービスをご利用になれます。
なお、イベント開催時間中は、その間の介助について主催者側で対応すべきものと判断されるため、原則サービスをご利用できません。詳細については、所管の福祉事務所にお問い合わせください。

Q5

突発的に通院する必要が生じた場合に利用することはできますか？

障害支援区分が認定されている方については、「通院等介助」の利用となります。
障害支援区分が認定されていない方については、移動支援を利用することができます。詳細については、所管の福祉事務所にお問い合わせください。

Q6

ヘルパーの交通費や食費等は、利用者と事業者のどちらが負担するのでしょうか？

事業者ごとに取り扱いが異なります。
詳細については、契約時に事業所へご確認ください。

Q7

ヘルパーが自分の家族に対して支援を行った場合、報酬の対象となりますか？

同居家族への支援は報酬の対象なりません。

Q8

短期入所事業所・日中一時支援事業所への送迎に利用することはできますか？

短期入所事業所への送迎は介護者がいない、または送迎できない場合に利用することができます。
日中一時支援事業所への送迎は事業所の送迎が出来ない場合に利用することができます。

Q9

緊急一時保護施設への送迎にサービスを利用することはできますか？

施設の送迎車がない場合や介護者が送迎できない場合、利用することができます。

Q10

転職に伴い勤務地が変更となったため、通勤経路を覚えるまでの間、会社への送迎に利用することはできますか？

概ね1週間程度、通勤経路を覚えるまでの送迎としての利用することができます。

Q11

目的地（映画館・遊園地等）までは保護者が送迎できるのですが、目的地内において付き添うことができません。目的地内のみ（付き添い、食事・排泄の介助等）利用することはできますか？

移動支援は原則自宅を起点・終点としており、目的地内のみ移動支援の利用は原則できません。

個別状況により利用することができる場合があります。詳細については、所管の福祉事務所へお問い合わせください。

Q12

夏休み期間中に学校のプールに行かせたいのですが、利用することはできますか？

学校まで一人で行けない、保護者が対応できない等の事情を勘案して、利用の可否を判断します。

詳細については、所管の福祉事務所へお問い合わせください。

Q13

休日に学校で行われる部活動に参加させたいのですが、利用することはできますか？

学校までの送迎については、一人で行けない・保護者が対応できない等の事情を勘案して、利用の可否を判断します。

部活動中の利用は学校の責任において行われるものであるため、原則利用は出来ません。詳細については、所管の福祉事務所へお問い合わせください。

Q14

自宅に帰宅した後に出かけると遠回りになるため、学校からの下校途中に、直接お店等に立ち寄らせたいのですが、利用することはできますか？

社会通念上、下校時にお店等に立ち寄ることは適切ではないと考えています。
ただし、立ち寄らないといけない理由があれば、事情を聞き取りして、利用の可否を判断します。詳細については、福祉事務所にお問い合わせください。

Q15

サービス開始時に保護者が予定等により不在としており、保護者からヘルパーへの引き渡しをできません。その場合でも利用することはできますか？

本人の安全確保の観点から原則サービス開始時・終了時ともに引き渡しを経る必要がありますが、事前に本人、保護者等と協議し、了承を得た上で安全に引き渡しが可能であれば、利用することができます。

Q16

サービス利用中に、事業者が所有する介護タクシー等に乗車することはできますか？

介護タクシー等の運転手以外に、利用者に付き添うヘルパーが同乗していれば利用することができます。

Q17

利用者ひとりでも外出ができますが、社会勉強として家族以外の人（ヘルパー）と外出させたいと考えています。その場合でも利用することはできますか？

利用できません。
移動支援は屋外での移動が困難な障がい児又は障がい者に対する支援制度です。社会勉強は副次的な効果として良いことであると考えますが、支援の必要性がある外出でなければ、派遣対象にはなりません。
ただし、例えば自宅近隣であっても、体調が悪い場合や慣れない場所へ行く場合等、安全な外出が確保できないと考えられる場合は利用することができます。

Q18

学童クラブへの通所や通学のための送迎について、保護者等が仕事のため送迎等の対応が出来ないときに利用することはできますか？

保護者や家族の人が送迎できないときは、利用することができます。
出張により保護者等が送迎できなくなったなどの緊急の場合だけでなく、仕事や療養等のため通年かつ長期にわたり対応が困難な場合にも利用することができます。

Q19

自らの営利活動に伴う講演会の講師等として出席する場合に利用することはできますか？

営利目的に伴う外出には利用することはできません。

Q20

自宅以外の場所で、ヘルパーと待ち合わせすることはできますか？

移動支援は原則自宅を起点としたサービスではありますが、最寄り駅等、その場所まで本人のみで移動でき、事業者と事前に協議の上であれば、自宅以外の場所での待ち合わせは可能です。

Q21

目的地でヘルパーが見守る時間は、利用時間数に含まれますか？

目的地において、常時支援ができる状態で見守る必要がある場合は、利用時間数に含まれます。
それ以外の見学や待ち時間は、利用時間数に含まれません。

Q22

1回の外出に対する移動支援の提供について、ヘルパーが途中で交替することになりました。注意する点はありますか？

事前に利用者に協議し、了承を得ておくこと、交代時に不備がないよう引継ぎをしていただきますようお願いいたします。

Q23

ヘルパーを同時に2名利用しての移動支援はできますか？

利用者の障がい状況等からヘルパー1名では安全な移動が確保できないと認められる場合は、ヘルパー2名による支援を行うことができます。その場合は、事前に所管の福祉事務所への相談が必要です。

また、ヘルパー対応の利用時間数は月の承認された時間数を超えることはできません。

【例】2名のヘルパーで4時間の支援を行った場合

4時間×2名＝8時間と考えて、利用時間数は8時間となります。

Q24

移動支援事業を利用する時に「障害福祉サービス受給者証」が必要ですか？

「障害福祉サービス受給者証」ではなく、福祉事務所発行の「地域生活支援事業受給者証」が必要となります。

Q25

ヘルパーの待ち時間はサービス時間に含まれますか？

原則、待機時間は含まれませんが、見守り等の何かしらの支援が必要ならサービス時間に含まれます。

Q26

保護者同伴が利用条件となっている施設でサービス提供することはできますか？

保護者同伴でもヘルパーの同行が必要な理由、状況を聞き取りした上で、利用の可否を判断します。

詳細については、所管の福祉事務所にお問い合わせください。

Q27

施設入所中の者が一時的に自宅に帰る場合、移動支援を利用することはできますか？

原則、利用することはできません。
ただし、一時的に帰宅が必要と認められる際に、利用することができる場合もあります。
詳細については、所管の福祉事務所にお問い合わせください。

Q28

複数の目的地に行く場合にサービスを利用することはできますか？

1日の範囲内で用務を終えるものや、1回で複数の目的地に外出する場合は利用することができます。

Q29

移動支援を利用する場合の外出準備や帰宅後のケアは認められますか？

移動に付随する業務としておおむね30分を目安に、持ち物の確認、戸締り、火気などの安全確認、車いす準備等、外出のための準備と帰宅後に行う援助は認めています。
ただし、居宅内での身体介護や家事援助の内容と認められるものは対象となりません。

Q30

両親の介護があり子どもの通学の送迎ができません。通学に関する利用はできますか？

同居の家族に障がいや疾病のため介護が必要な方がいる場合等、送迎ができない状況を勘案した上で、利用することができます。
詳細については、所管の福祉事務所にお問い合わせください。

Q31

移動支援は30分でも利用することができますか？

利用することができます。また、移動支援の利用は30分単位となります。

